

第1章 担保権消滅請求の意義と課題

I 倒産処理手続と担保権	2
1 別除権と更生担保権	2
2 別除権の建前と実際	4
II 担保権消滅許可請求の背景	6
1 制度導入の経緯	6
2 諸外国の倒産法制における担保権規律	8
III 担保権消滅許可請求の目的と理論的基礎	10
1 三法の担保権消滅許可請求制度の異同	11
(1) 民事再生法の担保権消滅許可請求	11
(2) 会社更生法の担保権消滅許可請求	12
(3) 破産法の担保権消滅許可請求	13
2 担保権消滅許可請求制度の共通理論	14
IV 担保権消滅許可請求の現状と評価	15
1 担保権消滅許可請求の現状	16
2 担保権消滅許可請求の評価	18
V 担保権消滅許可請求の課題と展望	21
1 制度目的モデル	21
2 民事再生法の担保権消滅許可請求の建前と本音	23
3 担保権消滅の価額の合理性	24
4 目的物の価額の納付（消滅資金の調達）	27
VI おわりに	28

第2章 担保権消滅請求の法的構造

第1節	担保権消滅請求の要件論	30
I	はじめに	30
II	倒産三法における担保権消滅の要件と目的	31
1	民事再生法における担保権の消滅	31
2	会社更生法における担保権の消滅	32
3	破産法における担保権の消滅	33
III	担保権消滅制度の法的性質	34
1	介入権説（介入処分説）と形成権説の対立	34
2	介入権説	36
(1)	破産法上の介入権の意義・内容	36
(2)	介入権説	37
3	形成権説	38
4	検討	39
IV	不可分性の原則との関係	40
V	いわゆる「事業の不可欠性」要件の検討	43
1	民事再生法立法前後の議論	43
2	不可分性を排除する根拠	44
VI	むすびに	46
第2節	担保権消滅請求の手続論	47
I	はじめに	47
II	担保権消滅許可の申立て	49

目 次

1	民事再生手続	49
(1)	申立てについての裁判所の許可の可否	49
(2)	再生債務者名義の登記・登録の可否	50
2	会社更生手続	51
3	破産手続	52
III	担保権者との事前協議	54
1	民事再生手続	54
2	会社更生手続	54
3	破産手続	55
IV	担保権の実行	57
1	民事再生手続	57
2	会社更生手続	57
3	破産手続	58
(1)	担保権の実行の内容	58
(2)	担保権の実行の申立ての期間制限	59
(3)	売得金・組入金の額に合意した担保権者	60
(4)	競売手続と担保権消滅手続の競合	61
V	買受申出	64
1	民事再生手続	64
2	会社更生手続	64
3	破産手続	64
(1)	買受申出人	64
(2)	買受希望者	65
(3)	買受申出期間	66
(4)	買受申出額	66
(5)	保証の提供	67
(6)	売却の届出	67
(7)	担保権消滅許可申立ての取下げと買受申出	68

(8) 買受申出の撤回	68
(9) 買受申出と競売手続との競合	68
VI 担保権消滅許可決定に対する即時抗告	69
1 民事再生手続	69
2 会社更生手続	70
3 破産手続	70
VII 価額決定請求	71
1 民事再生手続	71
(1) 申立期間	71
(2) 管轄	72
(3) 手続費用の負担方法	72
(4) 再生債務者に対する費用請求権	73
(5) 費用負担ルール在先順位担保権者保護機能	74
(6) 費用負担ルールの濫用的担保権消滅許可申立抑止機能	75
2 会社更生手続	76
3 破産手続	76
VIII おわりに	76

第3節

担保権消滅請求制度の射程 ——非典型担保への適用を めぐる問題を中心として

I はじめに	78
1 倒産手続における担保権消滅請求制度	78
2 本節における検討の対象と視点	79
II 担保権消滅請求の対象となる担保権——総論	81
1 明文規定により適用対象となる担保権	81
2 非典型担保への適用をめぐる議論一般	83

目次

(1) 概説	83
(2) 破産手続における担保権消滅請求制度との関係	83
(3) 民事再生手続における担保権消滅請求制度との関係	84
(4) 会社更生手続における担保権消滅請求制度との関係	85
III 譲渡担保および集合物譲渡担保	85
1 譲渡担保	85
(1) 倒産手続における譲渡担保権の処遇	85
(2) 各倒産手続における担保権消滅請求制度の趣旨との関係	87
(3) 各倒産手続における担保権消滅請求制度の適用にあたっての 問題	88
(4) 小括	95
2 集合物譲渡担保	96
(1) 集合動産譲渡担保	96
(2) 集合債権譲渡担保	100
IV 所有権留保	106
1 倒産手続における所有権留保の処遇	106
2 各倒産手続における担保権消滅請求制度の適用	107
(1) 破産手続における担保権消滅請求制度	107
(2) 民事再生手続および会社更生手続における担保権消滅請求 制度	109
V ファイナンス・リース契約	110
1 倒産手続におけるファイナンス・リース契約の処遇	110
2 倒産解除特約との関係	113
3 各倒産手続における担保権消滅請求制度の適用	115
(1) 破産手続における担保権消滅請求制度	115
(2) 民事再生手続における担保権消滅請求制度	117
(3) 会社更生手続における担保権消滅請求制度	121
VI むすびに代えて	123

第3章 担保権消滅請求の理論分析

第1節

担保法理論と担保権消滅 請求

		126
I	はじめに	126
II	整合性をめぐる議論の整理	127
	1 実体権の「変容」という視角	127
	2 既存の法制度との比較	130
	(1) 任意弁済との比較	130
	(2) 滌除との比較	131
	(3) 執行手続における担保権消滅との比較	132
	(4) まとめ	133
	3 体系的理解への試み	134
	(1) 担保権者による価値支配の内容	135
	(2) 不可分性原則の機能場面の限定	137
	4 小括	139
III	「担保法理論」の確定	141
	1 概念の整理	141
	(1) 「担保法理論」と政策的考慮	141
	(2) 「本質」の抽出	142
	2 「本質」に由来する性質	144
	(1) 責任財産の優先的擱取	144
	(2) 物権的支配の対象たる「価値」	150
	3 政策的考慮による修正	154
	4 小括	156

IV 結語.....157

第2節 担保権消滅請求制度の経済学
——分析と展開.....160

I はじめに.....160

II 法制度の評価基準.....160

1 法の経済分析における評価基準.....161

2 企業倒産法制の経済学説明.....162

III 倒産法制における担保権の制約.....163

1 担保権の制限としての担保権消滅請求制度.....163

2 担保権の制限は、社会の富を増大すると期待できない限り
行うべきではないこと.....164

(1) 単なる所得の移転のために倒産制度を利用させるべきではな
いこと.....164

(2) 倒産した債務者企業を利得させることは、単なる所得の移転
にとどまらず、それ自体非効率である可能性が高いこと.....165

(3) 担保権の社会的便益を損なうおそれがあること.....167

3 それでも、倒産法制が担保権を制限することが有益である可能
性があること.....167

(1) 倒産状況における担保権者のインセンティブは、社会にとっ
て望ましいインセンティブとは乖離すること.....167

(2) 非効率は交渉によって回避可能だが、取引の障碍からそれが
実現しないおそれがあること.....169

(3) 担保権の費用は債務者だけが負担するわけではないことから、
担保権の利用は過剰になる可能性があること.....170

〔図1〕 借入と投資.....172

4 担保権消滅請求制度の便益.....176

(1) 民事再生手続における担保権消滅請求手続	176
(2) 破産手続における担保権消滅請求手続	177
(3) 会社更生手続における担保権消滅請求手続	179
IV 個別の論点の検討	180
1 一括払い要件	180
2 事業不可欠性要件	183
3 担保物の評価	184
4 アセット・ベスト・レンディング (ABL)	188
(1) 問題の所在	188
(2) 既存の学説	190
(3) 検討	191
(4) 今後の展望	195

第4章 担保権消滅請求の手続と書式

第1節 破産手続

I 担保権消滅の許可申立て	198
1 概要	198
(1) 制度の趣旨	198
(2) 対象となる担保権	199
(3) 要件	199
(4) 効果	200
2 スケジュール例 (担保権消滅が許可される場合)	200
〔図2〕 スケジュール例 (担保権消滅が許可される場合)	200
3 手続の流れ	201
(1) 概要	201

〔図3〕 担保権消滅の許可の申立手続の流れ（破産手続）	201
(2) 申立て	204
【書式1】 担保権消滅許可申立書	205
【書式2】 売買契約書	211
(3) 担保権者の対応	216
【書式3】 担保権実行申立書面の提出書	217
【書式4】 担保権実行期間伸長申立書	217
【書式5】 買受申出書	219
(4) 決定	220
【書式6】 担保権消滅許可決定	221
(5) 不服申立て	222
【書式7】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告の申立書	222
【書式8】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告決定	223
II 決定後の手続	225
1 金銭の納付等の手続と効果	225
(1) 手続	225
(2) 納付の効果	225
2 不納付の効果	225
3 配当等の実施	226
(1) 配当	226
(2) 弁済金交付	226
4 売買契約の履行	226
【書式9】 配当表	227
第2節 民事再生手続	228
I 担保権の実行手続中止命令の申立て	228
1 概要	228

(1) 制度の趣旨	228
(2) 申立ての時期	228
(3) 対象となる手続	228
(4) 要件	229
(5) 効果	230
(6) 中止命令の存続期間	230
2 スケジュール例（担保権実行中止命令が発令される場合）	230
〔図4〕 スケジュール例（担保権実行手続の中止命令が発令される場合）	230
3 手続の流れ	231
(1) 申立て	231
【書式10】 担保権の実行手続中止命令の申立書	231
(2) 決定	235
【書式11】 担保権実行中止命令	236
(3) 不服申立て	236
II 担保権消滅の許可申立て	237
1 概要	237
(1) 制度の趣旨	237
(2) 対象となる担保権	237
(3) 要件	237
(4) 効果	238
2 スケジュール例（担保権消滅が許可される場合）	238
〔図5〕 スケジュール例（担保権消滅が許可される場合）	238
3 手続の流れ	239
(1) 概要	239
〔図6〕 担保権消滅の許可の申立手続の流れ（民事再生手続）	239
(2) 申立て	242
【書式12】 担保権消滅の許可申立書	243
(3) 決定	247

【書式13】 担保権消滅許可決定	248
(4) 不服申立て	249
【書式14】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告の申立書	249
【書式15】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告決定	251
III 価額決定の請求	253
1 意 義	253
2 手続の流れ	253
(1) 価額決定の請求	253
【書式16】 価額決定の請求書	254
(2) 価額決定の請求の期間伸長の申立て	257
【書式17】 価額決定請求期限伸長申立書	257
(3) 評価人の選任・評価の命令	259
【書式18】 評価命令	259
(4) 価額の決定	260
【書式19】 価額決定	260
(5) 不服申立て	261
【書式20】 価額決定に対する即時抗告の申立書	261
【書式21】 価額決定に対する即時抗告決定	263
(6) 費用負担	264
IV 決定後の手続	265
1 金銭の納付等の手続と効果	265
(1) 手 続	265
(2) 納付の効果	265
2 不納付の効果	265
3 配当等の実施	265
(1) 配 当	265
(2) 弁済金交付	266
【書式22】 配当表	267

第3節	会社更生手続	268
I	強制執行等の中止命令等	268
1	強制執行等の中止命令.....	268
	(1) 概要.....	268
	(2) 手続の流れ.....	269
	【書式23】 競売手続の中止命令申立書.....	269
	【書式24】 競売手続中止命令.....	273
	【書式25】 競売手続中止命令に対する即時抗告申立書.....	274
	【書式26】 競売手続中止命令に対する即時抗告決定.....	276
2	強制執行等の取消命令.....	277
	【書式27】 競売手続取消命令申立書.....	277
	【書式28】 競売手続取消命令.....	280
3	包括的禁止命令.....	281
	(1) 概要.....	281
	(2) 手続の流れ.....	282
	【書式29】 包括的禁止命令の申立書.....	282
	【書式30】 包括的禁止命令の申立書（会社更生手続開始の申立てと同時に 申し立てる場合）.....	284
	【書式31】 包括的禁止命令.....	287
	【書式32】 包括的禁止命令の解除の申立書.....	288
	【書式33】 包括的禁止命令解除決定.....	292
II	担保権消滅の許可申立て	293
1	概要.....	293
	(1) 制度の趣旨.....	293
	(2) 対象となる担保権.....	293
	(3) 要件.....	293

目次

(4) 効果	294
2 スケジュール例（担保権消滅が許可される場合）	294
〔図7〕 スケジュール例（担保権消滅が許可される場合）	294
3 手続の流れ	295
(1) 概要	295
〔図8〕 担保権消滅の許可の申立手続の流れ（会社更生手続）	295
(2) 申立て	298
(3) 決定	298
【書式34】 担保権消滅許可申立書・同決定書	298
(4) 不服申立て	302
【書式35】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告の申立書	302
【書式36】 担保権消滅許可決定に対する即時抗告決定	304
4 商事留置権の消滅請求	305
【書式37】 商事留置権消滅請求・被担保債権弁済の許可申立書	305
【書式38】 商事留置権消滅請求書	308
III 価額決定の請求	310
1 意義	310
2 手続の流れ	310
(1) 価額決定の請求	310
【書式39】 価額決定の請求書	311
(2) 価額決定の請求の期間伸長の申立て	314
【書式40】 価額決定請求期限伸長申立書	314
(3) 評価人の選任・評価の命令	317
【書式41】 評価命令	317
(4) 価額の決定	318
【書式42】 価額決定	318
(5) 不服申立て	319
【書式43】 価額決定に対する即時抗告の申立書	319

【書式44】 価額決定に対する即時抗告決定	321
(6) 費用負担	322
IV 決定後の手続	323
1 金銭の納付等の手続と効果	323
(1) 手続	323
(2) 納付の効果	323
2 不納付等の効果	323
3 管財人への交付	323
(1) 更生計画認可決定があった場合の交付	323
(2) 更生計画認可前の剰余金等の交付	324
(3) 差引納付	324
4 裁判所による配当等	324
(1) 配当	324
(2) 弁済金交付	324
【書式45】 配当表	326

第4節 登記手続 327

I 不動産登記法上の原則的な担保権の抹消登記手続	327
II 民事再生法の場合（平成12年3月31日民三839号通達「民事再生法及び民事再生規則の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」）	328
1 担保権消滅の制度の創設	328
2 消滅した担保権に係る登記の抹消の嘱託	328
3 登録免許税	329
III 会社更生法の場合	329
1 担保権消滅の制度の創設	329
2 消滅した担保権に係る登記の抹消の嘱託	329

3 登録免許税	330
IV 破産法の場合（平成16年12月16日法務省民二3554号民事局長 通達「破産法の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについ て」）	330
1 担保権消滅の制度の創設	330
2 消滅した担保権に係る登記の抹消の嘱託	331
3 登録免許税	331
V 担保権以外の差押え等の登記の抹消	331
1 国等の差押えの登記の抹消	331
2 担保権に基づいてなされた差押えの登記	331
VI 嘱託書の内容	332
VII 担保権消滅の登記手続を利用する場合の留意点	332
【書式46】 登記嘱託書（民事再生法の場合）	333

第5章 評価人による担保物の評価

第1節 不動産の評価

I はじめに	336
II 求められるべき価格	336
1 正常価格	337
2 特定価格	337
3 競売手続における評価	339
4 担保権消滅請求制度において求められる評価価格	339
III 考慮すべき経済情勢と不動産市況	340
IV 最有効使用	341
1 最有効使用とは	341

2	容積率と最有効使用	342
3	既存不適格建築物	343
V	競売と任意による早期売却の違い	344
1	売却不動産に関する情報	344
2	決済方法	345
3	引渡し	345
4	まとめ	345
VI	鑑定評価にあたっての主な必要書類	346
	〈表1〉 鑑定評価にあたっての主な必要書類	346
VII	評価手法	348
1	原価法（積算価格）	348
2	取引事例比較法（比準価格）	349
3	収益還元法（収益価格）	349
	(1) 直接還元法	349
	(2) 有期還元法	350
	(3) DCF法	350
	(4) 土地残余法	351
4	開発法	352
VIII	不動産の用途に応じた評価にあたっての留意点	353
1	事務所、店舗等	353
2	工場	354
3	倉庫・物流施設	355
	(1) 倉庫・物流施設の評価の特徴	355
	(2) 道路の幅員、舗装状態、系統連続性、車両通行量等	356
	(3) 労働力の確保、通勤手段との関係	357
	(4) 間口・敷地の形状	357
	(5) その他の留意点	357
4	ホテル	358

目次

(1) ホテルの評価の特徴	358
(2) ホテルの特性に沿った評価	359
(3) 業者・テナント	359
(4) レストラン等	360
(5) 人件費の考慮	360
5 旅館	360
6 スキー場	361
7 ゴルフ場	363
8 別荘地	364
(1) 別荘地の評価の特徴	364
(2) 建築制限の確認	365
(3) 借地権の場合	365
(4) 寒冷地の場合	366
(5) 水道供給処理施設・道路整備に伴う費用の発生	366
9 市街化調整区域内にある不動産	366
10 市場性がないような土地	367

第2節 動産の評価

I 評価の定義と概念	368
1 動産とは	368
2 設備等としての動産（個別動産）	369
3 商品等としての動産（集合動産）	369
II 設備等としての動産の評価	370
1 評価の方法	370
(1) 売買実例からの評価	370
(2) 類似物の売買実例から推定する評価	373
(3) 収益還元法としての評価	374

(4) 簿価としての評価	374
(5) 再調達価格からの評価	375
(6) 強制売却価格としての評価	375
(7) 評価にあたっての留意点	376
〔図9〕 評価方法と評価額の高低についてのイメージ図	376
2 評価に必要な確認事項	377
〈表2〉 設備等としての動産の評価に必要な確認事項	377
3 評価額に大きな影響を与える具体的事例	380
(1) 法令による評価額の低下	380
(2) 制度変更による評価額の低下	380
(3) 仕様による価値の高低	380
III 商品等としての動産（集合動産）の評価	380
1 評価の方法	380
(1) 評価の方法の種類	380
(2) 売買実例からの評価	381
(3) 類似物の売買実例から推定する評価	382
(4) 簿価	382
(5) 再調達価格からの評価	382
(6) 強制売却価格としての評価	382
(7) 評価にあたっての留意点	383
2 評価に必要な確認事項	383
〈表3〉 商品等としての動産の評価に必要な確認事項	383
3 評価額に大きな影響を与える具体的事例	385
(1) 建設資材	385
(2) 生ものの評価	385
(3) 流行による価値の高騰と減額の例	386
IV 評価が抱える課題と今後の期待	386
1 動産譲渡担保登記制度	386

2 今後の期待	387
(1) 複数の評価方法・複数の評価機関を利用する	387
(2) 評価に対する保証を依頼する	387
(3) 公の評価制度を確立する	387

第6章 担保権消滅請求の会計・税務

第1節 会計上の取扱い

I 手続と会計処理	390
〈表4〉 具体的な債務者等における会計処理例	390
II 開示に与える影響	391
III 債務者等における会計上の固定資産評価に与える影響（民事再生法）	392
1 会計上の評価方法	392
〔図10〕 固定資産の減損の可否についての判定フロー	393
(1) ステップ1	393
(2) ステップ2	394
(3) ステップ3	395
2 担保権消滅許可請求が会計評価に与える影響	395
〔図11〕 担保物の減損の兆候の有無を判断する際の考慮要素として消滅請求時の価額	396
3 担保権消滅請求時価額と会計評価の違い	397
IV 債務者等における会計上の在庫評価に与える影響（民事再生法）	398
1 会計上の評価方法	398
2 担保権消滅許可請求が会計評価に与える影響	398

3 担保権消滅請求時価額と会計評価の違い	399
V 債務者等における会計上の資産評価に与える影響（会社更生法）	400
VI 債務者等における会計上の資産評価に与える影響（破産法）	400
VII 担保権者における会計上の債権評価に与える影響	401

第2節 税務上の取扱い

I 手続と税務処理	403
II 債務免除益課税と資産評価損税制	403
1 債務免除益課税	403
2 資産評価税制	404
(1) 物損等の事実または法的整理の事実が生じた場合（法法33条の2）	404
(2) 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合（法法33条の3）	405
(3) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定その他これに準ずる事実が生じた場合（法法33条の4）	406
III 債務者等における税務上の固定資産評価に与える影響	406
1 法人税法上の時価	406
2 債務者等における税務上の固定資産評価に与える影響（民事再生法）	406
3 債務者等における税務上の固定資産評価に与える影響（会社更生法）	407
4 債務者等における税務上の固定資産評価に与える影響（破産法）	407
5 まとめ	408
IV その他の税金	409

目 次

1 登録免許税	409
〈表5〉 登録免許税の内容ごとの課税標準および税率	409
2 消費税	410
V 債権者側の取扱い	410
1 貸倒損失の計上——税務上の貸倒損失の考え方	410
2 貸倒引当金の計上	412
(1) 税務上の貸倒引当金の考え方	412
(2) 個別評価金銭債権における繰入限度額	412
〈表6〉 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額	413
(3) 担保権者における税務上の債権評価に与える影響	414

第7章 担保権消滅請求等の裁判例

I 担保権実行中止命令に関する裁判例	416
1 非典型担保に対する民事再生法31条の適用可能性	416
[1] 福岡高裁那覇支部平成21年9月7日決定（積極）	416
[2] 大阪高裁平成21年6月3日決定（積極）	420
2 再生債務者の代表取締役の物上保証に係る不動産に対する 中止命令の可否	425
[3] 福岡高裁平成18年2月13日決定（消極）	425
3 物上代位に基づく債権差押命令手続に対する中止命令の 可否	431
[4] 大阪高裁平成16年12月10日決定（消極）	431
[5] 京都地裁平成13年5月28日決定（消極）	435
4 確定した中止命令の効力を後の訴訟で争うことの可否	438
[6] 東京高裁平成18年8月30日判決（積極）	438
II 担保権消滅請求に関する裁判例	446
1 担保権消滅請求制度における事業継続不可欠性要件該当性	446

[7]	東京高裁平成21年7月7日決定（積極）	446
[8]	名古屋高裁平成16年8月10日決定（積極）	453
2	担保権消滅請求の要件として目的不動産につき再生債務者が登記を備えていることの要否	458
[9]	福岡高裁平成18年3月28日決定（消極）	458
3	共同担保の一部のみを対象とする担保権消滅請求の可否	462
[10]	札幌高裁平成16年9月28日決定（消極）	462
4	もっぱら担保権消滅請求制度の利用を目的とする民事再生の申立ての可否	466
[11]	東京高裁平成24年3月9日決定（消極）	466
5	担保権消滅請求を行った事案において再生計画案が再生債権者一般の利益に反するとして再生計画不認可決定がなされた事例	472
[12]	東京高裁平成19年4月11日決定	472
6	価額決定請求が行われた場合に配当手続で控除される手続費用相当額の共益債権性	478
[13]	東京地裁平成16年2月27日判決（消極）	478
7	破産管財人が建物について行った担保権消滅請求に対抗して商事留置権者が行った買受申出の可否	484
[14]	東京高裁平成24年5月24日判決（消極）	484
III	ファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力	489
[15]	大阪地裁平成13年7月19日決定（積極）	490
[16]	東京地裁平成15年12月22日判決（積極）	495
[17]	最高裁平成20年12月16日判決（消極）	498

第8章 担保権消滅請求の実務上のポイント

第1節	各利害関係人からみた実務上のポイント	508
I	本節の目的	508
II	破産手続	509
1	担保権消滅請求の位置づけ.....	509
(1)	破産手続における担保権者の地位.....	509
(2)	任意売却.....	509
(3)	担保権消滅請求の利用.....	510
2	担保権を処理するための他の手法.....	510
(1)	財団からの放棄.....	510
(2)	商事留置権の消滅請求.....	511
3	担保権消滅請求の実務上のポイント.....	512
(1)	各関係者からみた実務上のポイント.....	512
(2)	売買契約書作成のポイント.....	518
(3)	ローンの利用.....	519
4	事例研究.....	523
(1)	担保権者が売却金額に不満がある事例.....	523
(2)	担保権者が組入金の額に不満がある事例.....	527
(3)	後順位担保権者と合意できない事例.....	532
(4)	賃貸用物件の売却.....	535
III	民事再生手続	538
1	担保権消滅請求の位置づけ.....	538

(1) 民事再生手続における担保権者の地位	538
(2) 担保権の処理方針	538
〔図12〕 民事再生手続における担保権の処理方針	539
2 事業用資産について担保権を消滅させるための他の方法	
(別除権協定)	542
(1) 別除権協定概説	542
(2) 別除権協定の内容	543
(3) 別除権協定締結に向けた交渉の実際	545
(4) 民事再生手続上の留意点	546
【書式47】 再生計画案提出時に必要な別除権協定が締結されていない 場合の再生計画案の条項例	547
【書式48】 別除権協定の例	549
3 担保権消滅請求の実務上のポイント	552
(1) 概説	552
(2) 再生債務者からみた実務上の留意点	553
〈表7〉 担保権消滅請求と他の選択肢の比較（民事再生手続の場合）	557
(3) 担保権者からみた実務上の留意点	558
〈表8〉 担保権者の不服申立て制度	560
(4) スポンサーの視点	561
【書式49】 スポンサー契約（解除事由、対価調整条項）	562
(5) 担保権消滅請求による一括弁済のための資金を融資するファイ ンサーの視点	565
(6) 実務での利用状況	566
〈表9〉 東京地方裁判所破産再生部における担保権消滅請求等の状況	567
4 事例研究	568
(1) スポンサー資金提供型の事例	568
(2) 集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保の事例	573
IV 会社更生手続	576

1	担保権消滅請求の位置づけ	576
(1)	会社更生手続における担保権者の地位	576
(2)	担保権の処理方針	577
[図13]	会社更生手続における担保権の処理方針	578
(3)	補足——更生債権者が第三者の財産上に担保権を有している 場合の処理方針	578
2	早期に担保権を消滅させる他の方法	579
(1)	更生計画	579
(2)	担保変換	581
(3)	担保権実行禁止の解除	582
(4)	小括	582
3	担保権消滅請求の実務上のポイント	583
(1)	概説	583
(2)	更生管財人からみた実務上の留意点	583
(3)	実務での利用状況	584
	〈表10〉担保権消滅請求と他の選択肢の比較（会社更生手続の場合）	585
4	事例研究	586
(1)	遊休資産売却（保有不動産）の事例	586
(2)	計画外事業譲渡に伴う売却の事例	588

第2節

金融機関からみた実務上の ポイント

I	ローンの活用	590
1	資金提供者としての金融機関	590
2	リファイナンス融資	592
3	融資の基本五原則	593
4	融資の基本五原則をリファイナンス融資にあてはめる	594

5	リファイナンス融資と再生債務者に対する融資の違い	595
6	民事再生企業が再破綻するリスク	596
7	再生債務者に対する融資	597
8	担保権消滅許可請求のための融資取組みは可能か	598
II	担保権者としての視点	599
1	民事再生手続における担保権消滅許可請求	599
(1)	要件等の確認	599
(2)	金融機関の対抗手段	601
2	会社更生手続における担保権消滅許可請求	610
(1)	DIP型会社更生手続	611
(2)	更生担保権の財産評定	612
3	破産手続における担保権消滅許可請求	615
(1)	破産財団組入金	617
(2)	高額な売却額への固執	617
(3)	担保権の実行	618
(4)	担保解除料	618
•	事項索引	620
•	編者略歴	628
•	執筆者一覧	630